

「性の多様性について」

「LGBT」という言葉を見聞きした人は多いと思います。「性的志向」や「性同一性障害」といった概念に対する理解も少しずつですが進んできました。こうした多様な性のあり様は、少数者であることや本人が公表しない場合が多いことなどから、その存在が意識されないか世の中から奇異の目で見られるといった時代が長く続きました。

しかし、時代の変化と共に、こうした性的少数者の存在を認める動きも進みつつあります。厚生労働省は平成28年に職場におけるセクハラ指針の内容を一部改め、LGBTなど性的少数者に対するセクハラ(からかいや嫌がらせ)も雇用機会均等法の規制の対象になることを明記しました。

○性的志向「性のあり方は多様です」

性的志向とは人の恋愛、性愛の対象がどういう方向に向かうのかを示す概念で、自分の意志で変えたり選んだりできるものではないといわれています。

しかし、同性愛者(レズビアン・ゲイ)や両性愛者(バイセクシュアル)は少数派であるために、興味本位で見られたり、職場や学校でいじめや嫌がらせを受けたりするなど、日常や社会生活のさまざまな場面で差別や偏見にさらされています。性的志向には多様性があることを理解し、偏見や差別をなくすことが必要です。

○性自認「心の性」

性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで「心の性」と言い換えられます。多くの方は「身体の性(生物的性別)」と「心の性(心理的性別)」、そして自分の性別をどう表現するか(性別表現)は女性・男性のどちらかで一貫しています。それに対して「心の性」と「身体の性」が一致しないため違和感を持ち、社会生活に支障をきたす人がいます。「トランスジェンダー」や「性同一性障害」と名付けられています。平成16年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、一定の基準を満たす場合には戸籍上の性別を変更するための審判(裁判所による判断)を受けることが可能となりました。

○性の多様性への理解を

性の多様性(ダイバシティ)について、日本では十分な理解が進んでいるとは言えません。そのため、LGBTの方が生きづらさを感じる場面が多くあると思われます。

まずは存在を理解すること、そして個性として尊重していくことで多様な性が認められ、誰もが自分らしく生活できる社会が実現します。

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎ 56 9159

